省　令

○農林水産省令第二十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二十三条の二の十二第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月二十六日

農林水産大臣　山本　有二

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十一号㈢の記中5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

4　成分及び分量（成分不明のときは、その本質）

5　使用目的

別記様式第二十一号㈢の備考3中「記の4」を「記の6」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百五十八号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十六日

総務大臣　山本　早苗

別表第一号の表121の項を次のように改める。

121	宮城県塩竈市、仙台市、多賀城市、富谷市、名取市（堀内を除く。）、黒川郡、宮城郡	22	ＣＤＥ

別表第一号の表298の項を次のように改める。

298	静岡県伊豆市（浮橋、大仁、神島、下畑、白山堂、宗光寺、田京、立花、田中山、田原野、長者原、中島、御門、三福、守木及び吉田に限る。）、沼津市（井田及び戸田に限る。）	558	ＤＥ

別表第一号の表300の項を次のように改める。

300	静岡県伊豆の国市（浮橋、大仁、神島、下畑、白山堂、宗光寺、田京、立花、田中山、田原野、長者原、中島、御門、三福、守木及び吉田を除く。）、沼津市（井田及び戸田を除く。）、三島市、駿東郡（清水町及び長泉町に限る。）	55	ＣＤＥ

別表第一号注3中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

○法務省告示第二百十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社アイキテック	愛知県名古屋市中区正木四丁目六番六号	機械加工	

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社石井工務店	北海道石狩市花川南三条四丁目百九十六番地	型枠施工	

○法務省告示第二百十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

松永鉄筋工業株式会社	宮城県仙台市宮城野区扇町三丁目四番十九	鉄筋施工	
株式会社東葉ビケ	千葉県八千代市大和田新田七百七十五番地一	とび	
有限会社大塩建設	東京都福生市福生二千三十三番地	とび	
株式会社七和工務店	神奈川県横浜市港南区野庭町百七十三番地の七	型枠施工	
株式会社中根工業所	愛知県西尾市米津町北浦二十九番地の八	プラスチック成形	

○法務省告示第二百十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社ＦＯＲＴ	岐阜県瑞穂市十七条七百八十四番地二	婦人子供服製造	

○法務省告示第二百十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社ファームズ千代田	北海道上川郡美瑛町春日台四千二百二十一番地	畜産農業	

○法務省告示第二百二十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第五百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十六日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町八番地	ホテル業務	